



憲法のおかげで・・・■8月21日、101歳のジャーナリストむのたけじさんが死去。
「全人類が本気になれば、戦争は必ず絶滅できる」との信念を持ち、今年5月3日の憲法集会では「日本国憲法があったおかげで戦後71年間、日本人は1人も戦死せず、相手も戦死させなかった」と訴え、最近若い人に反戦平和を呼びかけていました。■あまりニュースになりませんが、若者のSEALDsと同様に福島県内でも昨年6月、若者のグループD APPE(ダッペ・Democracy Action Protect Peace and Equality)が結成され、みんなで選挙に行こうと呼びかける組織「みなせん」もうまれ、しっかり活動しています。希望ですね。

《 自民党改憲草案 を考える ⑮ 小林 節さん講演会より 》



◆9月11日(日)、県九条の会主催の「小林節さん講演会」が、福島市の県文化センターで開催され、「政治の暴走を止めるために」と題して、きっぱりと“自民党改憲草案”が前近代的で不合理でなことなどを話されました。<要旨>にまとめましたので、ご一読いただきたいと思います。

1) 私(小林)は長く自民党サイドにいたものとして、改憲を政治的使命としている安倍首相のもと、一応の自民党総裁任期である2年以内に、自民党改憲草案を一括提案として、国民投票にかけることを目論んでいると予想している。口先ではあくまでたたき台と言いながら。

- 2) その際、緊急事態条項を改憲案に入れるつもりのようなのだが、それが国内大災害に対応しようとするものなら、従来の災害対策基本法を改めて、現場の自治体の長に権限を移譲すればよいのであり、現場を知らない総理大臣にすべての権限(立法・行政・司法)を集中させようとするのは、戦争遂行に都合がよいと考えているからだ。
- 3) 戦後の社会風潮を一部誇張歪曲して、現憲法の弊害とし、だから「国を愛すること」「家族仲良く」などの項目が必要と語る政権サイドの発言があるが、国民一人ひとりの内面の問題に国家の規制は不必要だ。離婚は憲法違反か。「法は道徳に介入せず」です。
- 4) 憲法は、国民を縛るものではなく、権力者を縛るものだという「立憲主義」を再認識したい。その点で、18世紀のアメリカ建国時のジョージ・ワシントンの存在は注目し、私は大変尊敬している。当時、世界には民主国家は存在せず、王国か、その植民地が大半だった。その流れからはアメリカも王国として建国することもありえたが、彼はそれをせず、しかも大統領の任期を二期8年と決めた。すごい自制心で、権力者の専横を戒めるためであろう。それまでは権力者(王権)を縛る法はなかったのです。
- 5) 現憲法99条は「天皇・公務員の憲法尊重・擁護義務」を規定しているが、自民党案では、主権者である国民にその義務を課し、公務員(権力者)がこれを擁護するという形に改めるのだという。つまり、国民が憲法を守って生活しているかどうか、公務員が看視することになる。まるで、インチキな明治憲法に自民党は戻ろうとしている。
- 6) 現行憲法第21条には「表現の自由」が規定されている。自民党案でもそれが保障されているかのようにになっているが、但し書きがあり、「公益及び公の秩序を害することを目的にした活動は・・・認められない」とされる。中国の憲法にも自民党案と同様の規定があるが、現在の中国に「表現の自由」があるとは言えない。
- 7) 私の予想では、来年春ごろに自民改憲案が提起されると思われるが、安倍政権の下で行われようとしている一連の動きには、身体を張ってでも反対せざるをえない。
- 8) 最後に改憲論者の立場から。第9条は改めて自衛のための戦争は認めて、そのかわり海外派兵や侵略は認めないと明確に規定すべきだという思いは揺るがない。現憲法をよりよく改善したい。ただ、今はその時ではありません。(文責・事務局長 早坂吉彦)

2016年・福島県九条の会講演会・アピール

今年の福島県九条の会講演会は、安倍政権によって強行された安保関連法の成立後、1年の時期に小林節氏によって『政治の暴走を止めるために』と題して行なわれ、多数の県民の参加の下、今後の運動の方向を指し示す、熱気あふれるものとなりました。DAPPEのメンバーによる『若者の声が届く政治へ』のパフォーマンス、橘家扇三師匠の『長屋の憲法談義』は、秋以降の運動のエネルギーを蓄えるにふさわしい豊かな内容でした。

昨年9月19日、自公政権によって強行採決された安保法制（＝戦争法）は、今年3月29日に施行され、戦後71年間、平和憲法のもとで「殺し殺される」ことのなかった我が国が海外で戦争する国になり、自衛隊員と他国住民の「いのち」が脅かされることが南スーダンなどで現実のものになろうとしています。

一昨年7月、日本国憲法のもとでも集団的自衛権行使が許されるとする解釈改憲に踏み切り、立憲主義を破壊する暴挙を働き、さらに、安倍首相は国会の答弁で明文改憲の野望を繰り返し表明しています。特に見逃せないのは、参議院選挙では憲法改悪について全く触れず、参院選後になって、2012年4月に発表の自民党改憲案（「日本国憲法改正草案」）を基に、改憲論議をするようあからさまに要求しています。

自民党改憲草案は、第一に、「戦力の不保持」を定めた日本国憲法9条2項を削除し、「国防軍の保持」と集団的自衛権の行使を可能としています。第二に、改憲案98条、99条では、大規模災害対策を口実に、「緊急事態条項」を創設し、内閣（首相）に独裁的な権力行使の権限を与えることを狙っています。ナチスが合法的に全権委任を手中にした再来ともいふべき極めて危険な内容です。第三に、現憲法97条の「侵すことのできない永久の権利として信託された」基本的人権の保障を削除など、日本国憲法の三大原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を否定する歴史の逆流を内容とするものです。「憲法を取り戻す」という安倍首相の企みを決して許すことはできません。

このように現情勢は、日本国憲法とわが国の進路をめぐって平和か戦争かが問われる歴史的分岐点にあります。しかし、こうした戦後最悪の「アベ政治」に対する国民・市民の反撃もかつてない規模と質の運動となって発展しています。

本年7月に行なわれた参議院選挙では、32の一人区のすべてで市民と野党の共闘が成立し、11の選挙区で勝利することができました。福島県においても野党統一候補・増子輝彦氏が現職の法務大臣を破ることに成功しました。このことは、何よりも「九条の会」が十余年にわたって「日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、『改憲』のくわだてを阻むために、一人ひとりができる、あらゆる努力」（設立アピール）を行ってきた大きな成果です。

それと同時に、今回の参院選によって改憲勢力は衆参の両院で改憲の発議に必要な3分の2以上の議席を得て、いよいよ明文改憲に踏み出そうとしています。

私たちはこれらに警戒心をもつと同時に、全県下で「憲法塾」を旺盛に展開し、憲法問題を深く学びます。そして、一人一人が改憲案の危険性と日本の将来のかかわりを多くの方に分かりやすく訴えます。日本と世界の平和な未来のために、憲法の輝く日本・福島県の実現を目指し多くの人々と手を携えて進むことをアピールします。

2016年9月11日

2016年福島県九条の会講演会・参加者一同

▲これは、9月11日福島県九条の会主催の「小林節講演会」の際発表された“アピール”で、政治の暴走を止めよう、自衛隊員の命を守ろう、憲法9条を護ろうと訴えています。会場の福島市・県文化センターは、会津や県南地区から大型バスでやってきた熱心な九条の会もあり、ほぼ満席で盛況でした。